

松江市告示第68号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第2項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として指定したので同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月15日

松江市長 上 定 昭 仁

記

法人又は団体の名称		主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の対象期間
学校法人	坪内学園	松江市東朝日町74番地	学校法人坪内学園	法人運営事業	運営事業費寄附金	令和3年12月8日から 令和8年12月7日まで
				学生支援事業	学生支援事業費寄附金	
			専門学校松江総合ビジネスカレッジ	運営事業	運営事業費寄附金	
				学生支援事業	学生支援事業費寄附金	
			山陰中央専門大学校	運営事業	運営事業費寄附金	
				学生支援事業	学生支援事業費寄附金	
社会福祉法人	若幸会	松江市東出雲町下意東3148番地1	地域密着型特別養護老人ホームわこう荘	事業運営事業	運営事業費寄附金	令和4年3月4日から